



葛 城 市

令和7年7月31日

報道機関各位

葛城市役所市民生活部
総合窓口課

新庄庁舎総合窓口課の取扱業務の拡大について

この度、葛城市では、市民の皆様への窓口サービス向上のため、新庄庁舎総合窓口課において、取扱業務の拡大を下記のとおり開始いたします。

記

1. 日時 令和7年8月1日(金)
2. 場所 新庄庁舎1階 総合窓口課
3. 内容 新庄庁舎総合窓口課にて、税関係証明書の交付と
子ども未来課及び子育て支援課業務の対応を開始

※内容の詳細は別紙のとおりです

[お問い合わせ先]

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
葛城市役所 市民生活部 総合窓口課
担当 : 村田
電話 : 0745-44-5002 (直通)
FAX : 0745-69-6456
e-mail : shimin@city.katsuragi.lg.jp

(別紙)

新庄庁舎総合窓口課の取扱業務の拡大について 令和7年8月1日より開始いたします

【取扱業務の拡大内容】

①税関係証明書の交付

交付を開始する証明書の種類

- 所得証明書
- 課税(非課税)証明書
- 固定資産評価証明書
- 納税証明書 など

税関係証明書の交付を開始することで、市民の方にとっては、住民票と課税証明書の交付のために新庄庁舎に来庁された場合、今までは、住民票は総合窓口課にて、課税証明書は税務課にて交付しており、2か所にて交付申請をしていただく必要がありましたが、業務拡大後は、総合窓口課のみで、ワンストップにて交付を受けることができ、サービスの向上及び時間短縮にも繋がります。

②こども未来課と子育て支援課業務の対応

新庄庁舎総合窓口課にて、當麻庁舎にある上記両課業務の申請書等の受付を開始いたします。また、市民の方からの各保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学童保育所等の入所や、児童手当等の詳細な相談については、カメラやモニターが設置された「リモート窓口」を利用いただくことで、新庄庁舎にいながら、當麻庁舎のこども未来課と子育て支援課の職員と直接相談いただけます。

「リモート窓口」については、防音機能が搭載されたボックスタイプのため、プライバシーに配慮しており、安心して相談することが可能です。